

平成25年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成25年6月6日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	植村俊彦
福祉課長	本庄徳光	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	西川肇
教委総務課長	山崎善之	生涯学習課長	佃田真規
上下水道部長	谷口裕司	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 8番 小野議員

1. 車の「ご当地ナンバー」について

- ① ご当地ナンバーを導入するには、どのような過程・手続きが必要なのかを問う。
- ② ご当地ナンバー「飛鳥」への認識を問う。
- ③ 「飛鳥」ナンバー実現への対応を問う。

2. 地籍調査と地図整備について

- ① 第6次国土調査事業十箇年計画への認識と対応を問う。
- ② 地籍調査と自治体GIS推進との関係を問う。
- ③ 不動産登記法第14条第1項地図への認識と対応を問う。

3. 自治会連合会等町内の連合会組織について

- ① 町内にある連合会は、どのように組織・運営されているのかを問う。
- ② その運営・活動に対する町の支援を問う。

〔2〕 11番 飯高議員

1. 防災計画の取り組みについて

- ① 防災計画の進捗状況について問う。
- ② 災害弱者の視点からの防災対策について問う。
 - (1) 防災会議で女性の意見がどのように反映されているのか。
 - (2) 乳幼児品や女性用品などの必要な物資の確保について。
 - (3) 避難所での弱者優先(女性専用のスペース確保)について。
 - (4) 女性の防災訓練の参加促進について。

2. アレルギー疾患の対策と充実について

- ① 幼稚園・保育所におけるアレルギーの実態について問う。
- ② 学校におけるアレルギー疾患の状況について問う。
- ③ アレルギー疾患の予防対策について問う。

3. 不登校やいじめの問題に対する早期発見や心のケアについて

- ① 不登校やいじめ実態と対策について問う。
- ② スクールカウンセラーの体制について問う。

4. 振り込め詐欺と防犯対策の強化について

① 振り込め詐欺の状況と対策について問う。

② 防犯対策の強化について問う。

5. ネット選挙解禁について

① ネット選挙の内容と実施への課題について問う。

② ネット選挙解禁における有権者への周知について問う。

〔3〕 13番 里川議員

1. 保育園の保育士配置基準とその確保等について

① 地方分権が進む中で、国は一定の基準を示したまま、各都道府県や政令指定都市などに条例化が行われてきたが、奈良県の考え方と斑鳩町の考え方について。

② 正職員と臨時職員のバランス（安全確保、クラス編成にかかる問題）

③ 保育士の確保が遅く保護者への通知がなかなかできない状況の改善について。

2. 町立幼稚園の給食のあり方について

① 給食導入後、すぐに学校給食を取り入れることができないかと提案したが、町は全く受け付けず、無理だと答えていたが、現在の他の市町村の給食事情を踏まえ、より良い給食の提供を検討してほしい。

3. 都市計画道路の安全対策について

① 一旦停止などのルールが守られず、危険な状況を見かけるパークウェイと交わるT字路、服部道へ出る交差点など安全対策の方法について。

4. 町民税の滞納対策および延滞金のあり方について

① 延滞金に苦しんだという意見が寄せられたりしているので、何か対策を講じて軽減していく方策を見い出せないか。

〔4〕 7番 嶋田議員

1. 河川溢水による住民避難について

① どの時点で避難指示が発せられるのか。

② 避難勧告、避難指示の法的拘束力は。

③ 避難指示の発令の住民周知について。

④ 避難指示のマニュアルはどのようなものか。

⑤ 町職員等への研修について。

2. 町道の管理について

- ① 農地転用により、盛土された町道の管理はどのようになされているのか。
- ② サントル二番館の西側町道の官民境界は。
- ③ 農転申請時の町道の復旧方法について。

〔5〕 5番 伴議員

1. 町営住宅について

- ① 町営住宅の現状について伺う。
 - (1) 住民のニーズに応えることができているのか。
 - (2) 家賃の滞納への対応。
- ② 今後の町営住宅施策について伺う。
 - (1) 建替や増設について。

2. 新学習指導要領の対応について

- ① 「脱ゆとり」から改定された基本的な考え方を伺う。
- ② 斑鳩町の教育は具体的にどのように変わるのか伺う。
 - (1) 小学校の対応は。
 - (2) 中学校の対応は。
- ③ 不登校対策について伺う。
- ④ 斑鳩町の教育の目指す姿を伺う。

〔6〕 14番 木澤議員

1. 消防広域化について

- ① 他の消防組合、市町村の状況について。
- ② スケジュール通りに進まなかった場合に法との兼ね合いはどうなるのか。
- ③ 住民への説明と住民意思の反映について。
- ④ 平成33年（完全統合）以降の運営について。

2. 町立保育所の運営について

- ① 申し込みや受け入れなどの実態について。
- ② 子ども子育て新システムの動向とその対応について。
- ③ 今後の受け入れ体制について。

3. 職員採用の考え方と臨時職員の待遇について

- ① 正規職員が減り続けている現状に対する認識と今後の対策について。
- ② 臨時職員の待遇について。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前 9時00分 開議)

○議長 (中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

あらかじめ、定めた順序に従いまして質問をお受けいたします。

初めに、8番、小野議員の一般質問をお受けいたします。

8番、小野議員

○8番 (小野隆雄君) おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問をしていきます。

まず、1番目の質問として、いわゆる車の「ご当地ナンバー」について。

その1として、ご当地ナンバーを導入するにはどのような過程・手続が必要なのかをお示しく下さい。

○議長 (中西和夫君) 乾総務部長。

○総務部長 (乾 善亮君) 初めに、ご当地ナンバーについてでございます。

自動車のナンバープレートには、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所の名称等が表示をされております。

この地域名につきましては、これまで、自動車検査登録事務所の新設に伴い新たな地域名表示が創設されてきたところでございます。

しかしながら、国土交通省において、平成16年から地域振興や観光振興等の観点を踏まえ、ナンバープレートの地域名表示の要件が弾力化され、自動車検査登録事務所の新設の有無にかかわらず、新たな地域名表示が認められることになりました。

これを受けまして、平成18年から平成20年にかけて、茨城県のつくばや大阪府の堺など、全国19地域で新たな地域名表示による、いわゆる「ご当地ナンバー」が導入をされております。

その後もこのご当地ナンバーにつきましては、全国各地からの追加を求める強い要望が寄せられましたことから、国土交通省では新たなご当地ナンバーが追加されることになりまして、現在、各地域からその候補を募られているという状況でございます。

さて、このご当地ナンバーの導入に際しての基準についてでございますが、対象地域や名称についての一定の基準が設けられております。

その主なものとしては、1つとして、地域特性や経済圏等に関して他の地域と区別された一定のまとまりのある地域であり、一般に広く認知された地域であること。また、原則とし

て複数の市町村の集合体であること。2つとしては、対象地域内の登録自動車数が10万台を超えているということ。それから3つとして、対象地域において地域住民の具体的なニーズがあること。それから4つとして、対象地域における地域振興、観光振興の中で新たな地域名を表示するナンバープレートの位置付け、活用の方策等が明確に示されていること。それから5つとして、行政区画や旧国名などの地理的名称であり、当該地域を表すのにふさわしい名称であること。また、当該地域名が全国的にも認知されているものであること、などといったものが基準として定められております。

次に、導入までの手続についてでございますが、ご当地ナンバーの導入は対象地域の住民や自動車ユーザーの意向であることが前提となっております。さらに、当該地域を構成する全ての市町村の合意があるということが必要でございます。また、都道府県内の他の地域との人口、登録台数などのバランスについても、その適合性について都道府県の判断が必要となっております。

このことから、対象地域内の市町村は、アンケートやヒアリング等によりまして住民や関係団体等のニーズを把握をいたしまして、その結果を基に管轄する都道府県に要望を行うこととなります。

この要望を受けました都道府県は、基準や手続きへの適合を判断した上で、当該地域を管轄する地方運輸局を經由し国土交通省へ要望をしていくということとなります。

国土交通省では、各地域から寄せられるこれらの要望について、有識者をメンバーに含めた審査会において審査が行われまして、この結果を踏まえて最終決定がなされるということになっております。

このご当地ナンバーの導入の地域では、希望する者だけではなく、使用の本拠の位置が対象地域にあるものとして登録された全ての自動車に付与されるということとなります。ただし、導入時点において対象地域内の全ての自動車のナンバープレートが強制的に変更されるというものではございませんでして、新規登録あるいは移転登録あるいは変更登録の際に新しいナンバーが付与されるということとなります。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 5月24日の総務常任委員会で、ご当地ナンバー「飛鳥」について斑鳩町が参加するというような情報があるかと質問したところ、あいにく小城町長は出張で欠席しておられ、池田副町長は全く聞いていないとの答弁でした。

そのわずか4日後、5月29日に、ご当地ナンバー「飛鳥」の実現を目指す橿原商工会議

所や明日香村商工会など、商工5団体が斑鳩町役場を訪れ、町長に協力を求める要望書を手渡して、町長は「力を合わせ必ず飛鳥ナンバーを走らせましょう」と快諾した。また、他紙では、全力を尽くして頑張りたいと。さらに、テレビのニュースでは、地元の魅力を伝える上で活用していきたいというような報道があります。

そこで、2番目の質問。ご当地ナンバー「飛鳥」への認識をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） このご当地ナンバー「飛鳥」でございますけれども、これは明日香村、それから橿原市、それから高取町の青年経済団体を中心に、古代の飛鳥地域の活性化のために発案されまして、要望活動が進めていくものでございます。

飛鳥地域を構成する自治体では、地域振興と観光振興を図ることを目的に導入の検討がなされているところでございます。

今回、導入が検討されているこの「飛鳥」ナンバーでございますけれども、これは、西暦592年に推古天皇が豊浦宮で即位されてから、西暦710年に平城京に遷都されるまでの約120年間の間、都が置かれた地域とその周辺部を飛鳥地方として総称されておりました。また、周辺地域にも飛鳥時代に建立された寺社仏閣が多数存在していることから、これらの地域を飛鳥時代を共有する地域として、対象地域の検討がなされているものでございます。

こうした中で、ご当地ナンバー「飛鳥」の実現に向けて、飛鳥時代を共有する地域が一丸となった取り組みを進めるため、本日の夕刻からご当地ナンバー「飛鳥」を考える会が開催されることとなっております。橿原市が県内の飛鳥地方と周辺の市町村に対しまして参加の呼びかけがなされまして、当町に対しても参加の要請がありましたので、出席を予定いたしております。

この会合においては、このたびの「飛鳥」ナンバーの実現の趣旨あるいは導入に向けた手続き、スケジュールなどについて説明がなされるものと思われまます。さらに、この会合の後、改めて導入に対する自治体の意向を確認した上で、導入に合意する自治体において導入に向けた具体的な作業に取りかかっていくこととなると思われまます。

当町といたしましては、橿原市からつながる市町村が一まとまりの地域として形成されるのであれば、中南和地域の地域振興や観光振興を図る有効なツールとして、ご当地ナンバーを導入しようという活動は意義があるものと考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） きょう、6月6日の夕刻からご当地ナンバー「飛鳥」を考える会が開

催され、その会合において趣旨や導入に向けた手続き、スケジュールなどについて説明があり、さらにこの会合後、改めて導入に対する自治体の意向を確認した上で導入に向けた具体的な作業に取りかかっていくということになるとのことですが、それでは、「飛鳥」ナンバー実現への町の対応をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） このご当地ナンバーの導入につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、対象地域の住民の方あるいは自動車ユーザーの意向であるということが前提となってまいります。

こうしたことから、6月1日には橿原市の大型店舗において地域の商工会青年部のメンバーによってこの「飛鳥」ナンバー導入の賛否を尋ねるアンケート調査が行われるなど、住民への意向調査が開始されているというところでございます。

意向調査には特に定められた方法はございませんけれども、対象となる各市町村で実施をいたしまして、住民の方や自動車ユーザー、経済団体等の意向の取りまとめを行った上で奈良県に要望書を提出し、6月28日までに管轄する地方運輸局を經由して国土交通省へ交付をしなければなりません。既にご当地ナンバーが導入されている地域における事例を見ますと、対象地域内で無作為抽出によるアンケート調査が実施をされております。また、それぞれの市町村議会におかれましても支持する旨の決議がなされていたり、さらに、各関係団体からの賛同が得られているなど、多様な形で意向確認が行われております。

こうした先進事例から考えますと、ご当地ナンバーの実現までには多くの過程と手続きを踏んでいく必要がございます。

したがって、この6月28日のご当地ナンバー導入要望の期限から考えましても、期限内にこれらの手続きを進めていくには非常に厳しいスケジュールの中で検討が行われる状況であると、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 6月3日の朝日新聞奈良版に、橿原市の大型店舗において地域の商工会青年部のメンバーによるアンケート調査の記事が出てますが、実現へ周辺の商工会や市町村長にも協力を呼びかけ、斑鳩町も賛同したと、このように書いてあります。

町長は、斑鳩町商工会の総代会で、ご当地ナンバー「飛鳥」について、内容は私は知りませんが、お話をされていたとも聞いております。また、地元商工会青年部も既にアンケート調査を始めているとも聞いております。今の答弁では、意向調査は対象となる市町村で実施

するとのことですので、樞原市の大型店舗でのアンケート調査や地元商工会青年部のアンケート調査は、「飛鳥」ナンバー導入に関して、いわば効果のない意向調査と考えられます。また、先進事例では、それぞれの市町村議会においても支持する旨の決議がなされていたり、各関係団体からの賛同も得られています。そして、それらの意向の取りまとめを行った上で奈良県に要望書を提出し、奈良県は導入要綱に定められた基準や手続きに適合しているかを判断し、6月28日までに、管轄する地方運輸局を經由して国土交通省へ応募することになります。

きょう6月6日に、ご当地ナンバー「飛鳥」を考える会で市町村長の合意がなされたとしても、6月28日までにこれらの意向調査や手続を完了して国土交通省へ応募することは物理的にも不可能であります。

もっとも、各市町村長が住民の意向や議会を軽視、無視すれば実現できるかもしれませんが、これはあり得ないことだと私は思っております。

このご当地ナンバーについては、平成25年2月に国土交通省自動車局からご当地ナンバー（第2弾）導入要綱が出されております。

私が5月24日の総務常任委員会でご当地ナンバーについて質問した後でも、この要綱を一読して理解していたならば、5月29日に手渡しされた協力を求める要望書には快諾しなかったのだろうし、むしろこの要綱を示し、先方に時間的に無理であると説明してきっぱりと断るのが県町村会長としての役目でもあると思います。

本日のご当地ナンバー「飛鳥」を考える会では、前県町村会長として、毅然と、誤解されないように意見を言ってもらいたいことを申し上げて、次の質問に移ります。

地籍調査と地図整備について。

その1として、平成22年5月25日に閣議決定された第6次国土調査事業十箇年計画への認識と対応をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） まず、この地籍調査でございますけれども、ご承知のこととは思いますが、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査をいたしまして、境界の位置と面積を測量する調査でございます。国土調査法に基づく国土調査の1つとして実施されているものでございます。

この地籍調査を実施することによって、土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化、まちづくりの円滑な推進、固定資産税の課税の適正化、さらにはGIS、地理情報

システム構築の際の基図活用など、その効果は多岐にわたるとともに、地籍調査を実施しない場合には、土地取引等の際の隣人との土地境界をめぐる紛争や公共事業における用地買収において、境界確定に多くの時間と費用を要すること、あるいは災害等の大災害時に見られた災害復旧のおくれ等の数々の問題が考えられまして、地籍調査の有効性や重要性については十分認識をしているところでございます。

ご質問の国土調査事業十箇年計画につきましては、国土調査の計画的な実施を促進することを目的に昭和37年に制定された国土調査促進特別措置法に基づくものでございまして、10箇年ごとに実施すべき国土調査の事業量等を定めております。

現在の国土調査事業十箇年計画は、平成22年5月に閣議決定された第6次計画でございまして、計画期間は平成22年度から平成31年度までの10年間でございます。

国ではこの第6次計画において地籍調査の対象地域の中から優先的に地籍を明確にすべき地域を絞り込み、この地域のおよそ半分の地域について優先的に地籍の明確化を図ることを目的としており、これまで第5次計画と比較し、より実効性の高い計画を目指しているものでございます。

このように、国においては積極的な取り組みを進めてきたところでございますが、本町におきましては、これまでさまざまな行政課題に対処していくために、地籍調査の有効性や重要性を認識しながらも事業実施を見送ってきた経緯がございます。今日まで地籍調査は実施をしていないという状況でございます。

今後につきましても、少子高齢化の進行等によりまして住民サービスが拡大する傾向にある一方で、税収は減少傾向にあるという現在の状況におきまして、限られた人材の中で町行政を進めていく必要があると考えておりまして、国庫補助等によりまして財政的な負担はある程度軽減されるということはございますけれども、財政面あるいは人事面において長期的な取り組みとして地籍調査を実施していくということは現時点では難しいと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 私は平成3年に初当選して以来、国土調査事業について事あるごとにその必要性、重要性を力説してきました。

前期の第5次計画が策定される前年、平成11年に、それまで十箇年計画の途中からの参加は難しいとも聞いていたので、第5次計画への参加を強く進言いたしました。当時の総務部長から調査の有効性や重要性は十分認識しているが、平成12年度からの第5次十箇年

計画は見送るとの答弁で、私は全く情けない町の態度にあきれ、それ以後は国土調査事業には触れていませんでした。そして、第5次計画の10年間は全くの沈黙状態でしたが、今の答弁にもあるように、国土調査事業は災害復旧の迅速化、また、GIS構築の際の基図活用などの効果も指摘されております。GIS、地理情報システムとは、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持った空間データを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術ですが、そこで2番目の質問。

地籍調査と自治体GIS推進との関係をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 本町におけますGIS地理情報システムの導入につきましては、平成11年度に職員で構成をいたします研究のグループによりまして、その構築内容について検討をいたしまして、報告書を作成するまでには至りましたけれども、その構築の経費に約2億円程度の巨額の財政負担を必要とするということから、その導入を見送ってきたところでございます。

その後、現在までの間におきまして、道路台帳や上水道台帳等の図面を伴う台帳データについて、過去、紙ベースが主流であったものが、電子データベース化が主流となりまして、その利便性が飛躍的に向上したことに伴いまして、下水道台帳や道路台帳等の一部の台帳はその必要な時期に個々に電子データベース化を進めたために、位置データがそれぞれ独立した状態となっております。

今後、まずはその位置データを搭載するGISの基図作成が当面の課題となりますが、下水道台帳や道路台帳などのさまざまな行政データを1つに統合する際には、地籍調査の境界、面積、地目、所有者等の情報を同時に結びつけることで、より利用価値の高いGISとなり、住民サービスの向上、事務処理の効率化、高度化を図ることができるものと考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 一般的には、地籍調査を進めることは自治体GIS推進と関係が深いと言われておりますが、しかし、地籍調査率が最下位グループである岐阜県、京都府、大阪府は、自治体GISにおいては先進府県であります。ちなみに、奈良県は下から4番目、この3府県の次です、悪いほうに。そして、斑鳩町は全くゼロということです。これらの府県では、比較的早い段階から道路管理や都市計画部門からGISが導入された経緯があります。斑鳩町も下水道台帳や道路台帳などのさまざまな行政データを1つに統合するため、民間活力の活用も視野に入れた早急な対策をとってもらいたいことを申し上げ、次の質問。

不動産登記法第14条第1項地図への認識と対応をお示してください。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 不動産登記法第14条第1項地図への認識ということで、ご質問でございます。

平成20年度におきまして、龍田北1丁目地内の住民の方や土地所有者の関係の方、この地域は地図混乱地域であるため行政で地図の整理をしてほしいとの要望をいただいております。町で調査を行ってまいりました。

その結果、地図混乱地域といたしまして、龍田北1丁目のほかに、いかるがパークウェイが国道25号と交差をいたします三室交差点を含む龍田西3丁目、6丁目、8丁目にも存在することが確認をすることができました。

そこで、各地域の問題解消をするための方法といたしまして、不動産登記法第14条第1項の地図の作製業務作業を行っていただくよう、奈良地方法務局へ要望書を提出するなど要望活動を行いまして、地図混乱地域解消に向けて取り組んでまいりました。

今年度になりまして、奈良地方法務局からは、今年度と来年度の2か年をかけて第14条第1項の地図の作成作業に着手すると連絡をいただいております。作業への協力依頼があわせて行われたところでございます。

今後の進め方といたしまして、今年度に作業を行う業者が決定されまして、基準点の測量が行われる予定となっており、平成26年度には地元住民の皆様への説明会、作成地図縦覧を行った後、官有地、民有地の境界明示を行いまして、地区内の一筆ごとの地積測量図が作成され、作業が完了する予定でございます。

また、地図混乱地域の解消につきましては、国土調査事業等の手法もございますけれども、先ほどの答弁にもございましたように、多額な費用負担あるいは相当な時間を要することから、小規模ではございますけれども、法務局主体で事業を進めていただけます不動産登記法第14条第1項地図作製業務での解消を考えているところでございます。

今後、斑鳩町内の他地域におきましても同様の地図混乱地域の解消につきまして、積極的に奈良地方法務局へ要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 三郷町では、平成30年度から既に、町の事業にあわせて3か所目の14条地図作成作業が実施されております。土地境界をめぐる紛争を未然に防ぎ、GISの基図作成にも活用できる法14条作成作業を継続して実施できるよう、町としても積極的な

行動をお願いして最後の質問に移ります。

町内の連合会組織について、どのように組織・運営されているのか、また、規約等の有無とそれぞれの事務局の状況をお示ください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 町内の連合会組織の運営についてということでご質問でございます。

町が把握しておりますのは、斑鳩町自治連合会、それから斑鳩町婦人会、斑鳩町子ども連絡協議会、それから斑鳩町老人クラブ連合会、この4つの団体につきましては、各団体で規約を定めておられ、組織を運営をされておられます。

まず、自治会連合会につきましては、規約に基づいて第1地区から第4地区の4つのブロックからそれぞれの役員が選出されまして、自治会連合会運営をされておられまして、事務局は町の総務課となっております。

次に、斑鳩町婦人会につきましては、規約に基づいて運営がされておられまして、事務局は町の生涯学習課に置かれておりますけれども、実質的な事務は団体で行われております。

次に、斑鳩町子ども連絡協議会につきましては、団体内に事務局を置かれまして活動をされておられます。

最後に、斑鳩町老人クラブ連合会につきましても、団体の中で事務局を置かれて活動をされていると、こういう状況でございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 斑鳩町自治連合会の規約では、第1地区から第4地区まで分けられております。そのうち、第1地区のみが規約を定め、組織化して活動されておりますが、このことについて、事務局としての考え方を示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） ただいまご質問者がおっしゃいましたように、自治会連合会の第1地区につきましては、規約を定め、連合自治会として位置付けをされておりますけれども、それ以外の、第1地区以外の地区につきましては、それぞれ各地区の役員を中心に組織内の連携に努めておられるところでございます。

さらに、各地区内部の連携強化を図るために、各地区の組織化というものが必要になると考えておりますので、自治会連合会にご相談を申し上げながら検討をしてみたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 次に、その運営・活動に対する町の支援を問うとの質問ですが、町老人クラブ連合会は内部で事務局を持っているとのことですが、郡内3町の事務局の実態はどのようなになっているのか、お示してください。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） ご質問者のおっしゃるとおり、斑鳩町老人クラブ連合会につきましては、みずから事務局を持ち、活動をされているところでございます。

生駒郡内の平群町、三郷町、安堵町の3町におかれましては、各町の社会福祉協議会におきまして事務局を担当され、活動をされているというふうに聞いているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 郡内の老人クラブ連合会の活動を円滑に運営するためにも、社会福祉協議会に町老人クラブ連合会の事務局を担当してもらいたい、そのように思いますが、社協の常務理事でもある住民生活部長の所見をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 老人クラブ連合会は約20年にわたりまして、みずから事務局を持って活動をされてこられました。

もちろん、事務局としての業務量というのがどれだけあるかということもある中で、老人クラブ連合会から具体的な要請等がございましたらば、社会福祉協議会の事務局の中でも検討をいたしまして、また、理事会にもご協議をいただく中で考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 実は、私は、町老人クラブ連合会の会長から老人会へ入ることも勧められてますし、そのことについて相談を受けております。こちらからそのようなこともあるということで、事務量の増大化、それからいろいろな組織化、先ほど申し上げましたが生駒郡での動きについてもやはり同じところで事務局を持ってもらいたいと、そのような要請を受けて今回質問をさせていただいておりますので、早急に対応してもらいたい、そのように思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、8番、小野議員の一般質問は終わりました。

副議長と交代のため、暫時休憩いたします。

(午前 9時35分 休憩)

(午前 9時35分 再開)

○副議長（伴 吉晴君） 再開いたします。

続いて、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。

11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） では、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

一番上の、防災計画の取り組みについてであります。

大災害に備えて、各自治体では地域防災計画策定のための検討が進められています。また、東日本震災の教訓を基に、避難所の利活用や運営のあり方、また、要援護者への支援など、具体的に協議を行い、進めていかなければなりません。特に、発災後における避難所での生活の事態などを通して、その備えを十分に考えていく必要があります。

その中でも、特に女性の視点からの災害の対応が必要です。避難所に女性が授乳や着がえなどをする場がないといった強い不満の声があることから、今後、更衣室や授乳室、また、トイレなど、女性専用のスペースを確保するよう求められているところでございます。

また、要援護者への支援、女性の防災訓練などの促進も視野に入れながら計画することが必要です。

政府においては、大規模災害などに備えて自治体が策定する防災復興計画に女性の視点を反映するための指針の案をまとめ、発表される中、避難所不足や、また、備蓄などの問題についての考え方が示されているところであります。

今回、防災計画を作成する中であって、避難所の再点検や、また、新たに備えなければならないことなど、実態に即した計画が必要であることから、質問をさせていただきます。

まず、1点目の防災計画の進捗状況についてであります。

国や県の防災計画を基に、地域の防災計画書をまとめるとのことですが、現在における計画の進捗状況について、どのように進められているのか、お伺いいたします。

○副議長（伴 吉晴君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） これまでの地域防災計画の見直しの経過というご質問でございますけれども、昨年度は、平成24年6月に斑鳩町地域防災計画の見直し業務をコンサルタント業者に委託をいたしまして、平成24年9月に策定されました国の防災基本計画、また、現在県で進められております県の地域防災計画の見直しに基づきまして、町の地域防災計画の見直し作業に取りかかっております。

平成25年2月25日には、関係各課の担当者、職員で組織いたします企画調整部会を開催をいたしまして、見直し案を確認、点検したところでございます。

また、5月7日には、全部課長で組織をいたします企画調整幹事会議を開催をいたしまして、この見直しにかかります今後の予定について協議をいたしております。

その内容といたしましては、本年5月から8月にかけて、先ほど申し上げました企画調整部会におきまして引き続き協議を行って、地域防災計画の本編の見直しの検討を行うとともに、避難所運営マニュアルあるいは災害時要援護者避難支援計画、業務継続計画、あるいは避難勧告等の判断・伝達マニュアル、地震防災対策アクションプログラムの各種マニュアルの作成に向けた検討もあわせて行ってまいります。

その後、第2回目の企画調整幹事会を開催いたしまして、企画調整部会で検討・作成した防災計画及び各種マニュアルについて確認を行いまして、9月には担当常任委員会へ中間報告をさせていただいた後、第1回目の斑鳩町防災会議を開催いたしまして、見直し案についての審議をいただきたいと考えております。

そして、10月から11月には、広く住民の方々のご意見をいただくためにパブリックコメントを実施し、その内容を反映させた上で、平成26年1月には第3回目の企画調整幹事会を開催して、最後の確認と調整を行った後、2月には担当常任委員会にご報告させていただきまして、3月には第2回目の斑鳩町防災会議を開催して、最終作成をしていくという流れで進めていく予定としております。

しかし、今、県の地域防災計画の見直しが進められております。また、町の防災会議の審議の状況によりまして、予定では2回としておりますが、必要に応じて防災会議も開催をしてまいりたいと、このように考えております。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、その過程について、いろいろとご説明いただきました。

以前から、企画調整部会で町にあってはいろいろ審議され、重ねられてきたということですけども、防災会議の開催が2回ということで、やはりそれが今後、進捗状況によっては3回ないし4回になっていくのかなと。ただ、今回、防災計画の見直しというのは、やはり地震だけじゃなしに風水害等の膨大な資料の中で防災会議が開催されて、その審議が進められていくわけですが、やはり、その前にやはりその防災委員の方に、そういった審議を行われる前にその資料を提示していただいて、また、審議をしていただくというのが、やはり今後会議を進める上において必要ではないかなと思っておりますが、その点についていかがでしょ

うか。

○副議長（伴 吉晴君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） ただいまご質問者もおっしゃっていただきましたように、この防災会議につきましては、予定では2回ということにさせていただいておりますが、また必要に応じて開催をしていくということでございますけれども、この見直しにかかわります資料につきましては、やはり膨大なものになるということから、当然、会議の当日に配付するというのではなくて、やはり事前に委員の方に配付をさせていただいて、そして事前に目を通していただくと。そして会議の日にご意見をいただくという形で進めさせていただきたいと思っておりますし、また、よりわかりやすい資料を作成をいたしまして、円滑にやはり審議をしていただけるように努めてまいりたい、このように考えております。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） そのとおりのやと思います。

将来における防災計画というのが今回こういう形で見直しをされるわけですが、やっぱり将来の斑鳩町の防災に対する準備をどう備えていくかというのが、やはりまずはこの防災会議にかかっているんじゃないかなということだと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、2点目の災害弱者の視点からの防災対策について。

災害が発生し、身に危険が迫ったときの情報不足や、避難行動に大きなハンディキャップを持つ方が被害を拡大しないように、災害弱者の視点で防災計画を考えていく必要があります。特に、避難所生活においてはさまざまな視点から考えていかなければなりません。

その点について、主に4つの項目について伺います。

1点目は、防災会議での女性の意見がどのように反映されているのか、また、されていくのかということでございます。

防災計画の見直しにあたり、防災会議の委員には女性の方も委員になり、女性の視点から防災計画に反映する必要があると思っておりますが、どのように考えられているのかお伺いをいたします。

○副議長（伴 吉晴君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 女性の視点に立った防災計画ということでございますけれども、内閣府におきましては、ことしの5月に東日本大震災を含む過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策、対応について、予防、応急、復旧、復興等の

各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示す男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針が作成されております。

このことから、各地方公共団体においても、この指針に基づきまして地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成を行い、平常時から男女共同参画の視点からの防災・復興体制の整備をするとともに、災害が発生した場合には必要な対応を行うこととなっております。

まず、女性の意見も防災計画に反映させるということにつきましては、平常時の備え、予防といたしまして、市町村の防災会議において、構成される委員に日ごろから男女共同参画に取り組んでいただいている女性に、これらの団体に推薦を求めるなど、女性委員の割合を高めることや地域防災計画の作成・修正に際して政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映するよう求められております。

これまでの当町の防災会議の委員構成は、その性質上、警察署あるいは消防署、消防団長など、防災関係機関からの委員をお願いしておりまして、15名の委員の全てが男性となっておりますが、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴いまして本町の防災会議条例の委員構成の見直しを行っておりまして、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を新たに加えておりますので、女性の方の意見も防災計画に反映できるように、女性の委員の任命について検討してまいりたいと、このように考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり、地域防災計画の見直しにあたりましては、パブリックコメントも実施する予定でございますので、質問者におかれましても広く女性の方の意見を出していただくよう、ご協力をお願いをしたいと思います。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） パブリックコメント、公衆の意見ということで、確かに出していかなきゃならないということで、また、今回の質問の中でもいろいろと提案をいたしておりますので、その提案のことについてまた取り入れていただきたいと思っております。

次に、乳幼児や女性用品などの必要な物資の確保についてであります。

避難所生活を送る中で、赤ちゃんや女性にとってどうしても生活に必要なものがあります。その必要な物資の確保が必要と思っておりますが、どのように考えられているのか、お伺いをいたします。

○副議長（伴 吉晴君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 町の物資の備蓄の中で、乳幼児品や女性用品などの必要な物資の確保についてというご質問でございますけれども、先ほど答弁させていただきました国の指

針では、物資の備蓄として男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、代表的なものとして生理用品、粉ミルク用品、離乳食用品、紙おむつ用品、女性用下着等の必要とされる物資について、あらかじめ一定程度の備蓄が望ましいとされております。

現在、当町では、食料や乳幼児用品を優先して備蓄しておりますので、女性用品については備蓄がおくれておりますが、国の指針においても備蓄することが望ましいとなっておりますことから、近隣の市町村の状況も参考にしながらこれらの物資の準備についても検討してまいりたいと、このように考えております。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 女性用品等も紙おむつとかございますけれども、やはり優先順位をきちっと考えながらよろしく願います。

3つ目の避難所での弱者優先についてであります。

避難所の開設時において、女性専用のスペースを確保するなど、弱者優先の配慮をすることで今後安心して避難生活ができると思っておりますが、どのように考えられているのか、お伺いをいたします。

○副議長（伴 吉晴君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 避難所での女性専用のスペースの確保についてということでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたように、国の指針では、避難所の開設当初から男女別のトイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、女性の専用スペースを設けることが望ましいとなっております。また、避難者の受け入れにあたっては、乳幼児連れあるいは単身女性等のエリアの設定、間仕切り用のパーティション等の活用等、女性や子どもに配慮するため、トイレ、更衣室、入浴設備等の設置場所は昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけるなど、安全に配慮するとされております。

避難所は不特定多数の避難者が一時的に共同生活を送る場所でございますけれども、緊急的避難時とはいえ、最低限の生活上の安全・安心は確保されるべきで、特に女性への暴力や性犯罪防止の観点からさまざまな配慮を検討していくことも必要であることから、地域防災計画等の見直しにおいても検討してまいりたいと、このように考えております。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 最後の4つ目であります。

女性の防災訓練の参加促進ということで、今、自主防災組織が推進されているわけですが、やはり女性の方にもその中で防災訓練に参加できる体制づくりが必要であると思っております。どのように考えられているのか、お伺いをいたします。

○副議長（伴 吉晴君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 女性の防災訓練の参加の促進についてでございますが、国の指針では、女性も参加をした防災訓練を実施し、自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう、女性のリーダーの育成を図ること等が挙げられております。

町といたしましては、地域の自主防災組織の設立を今現在お願いしているところでございますが、自主防災組織において防災訓練を行っていただく際には、より多くの女性の方に参加をしていただくように啓発もしてまいりたいと考えております。

なお、質問者の地元の目安自治会におかれましては、既に自主防災組織を設立していただいておりますが、女性や高齢者の方々が多く参加をされ、活動をされておられますので、できましたら目安自治会が模範となっていただきまして、女性の防災訓練への参加を勧めていただきましたらありがたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 目安自治会では、確かに自主防災組織の設立でそういった防災の意識また防犯等についての打ち合わせを行いながらやっているところでございます。しかしながら、まだまだほかの地域の防犯組織、また自主防災組織、ほかのことについても多くまた推進されているところがありますので、特にうちだけが云々ということはございません。これから頑張っていきます。

今回の防災計画の見直しの中で、特に女性の視点からの見直しということでのいろいろ提案させていただきました。このほかに、やはり、高齢者また障害者の方に対しても配慮をする形での防災計画の見直しをお願いしておきます。

それでは、2点目のアレルギー疾患の対策と充実について。

厚生労働省によると、花粉症を含むアレルギー性鼻炎は国民の7割以上、アトピー性皮膚炎は1割に上っています。また、国民の二人に一人が何らかのアレルギー疾患に悩まされているところでございます。

このような状況の中、国においては急増するアレルギー疾患への総合的な対策に向けた基本指針が示されています。

当町においても、アレルギー疾患に対する対応がされていますが、近年の児童生徒の疾患も増加していることから、給食事故のないよう進めていく必要があることから質問させていただきます。

まず、1点目の幼稚園・保育所におけるアレルギーの実態について。

近年、食物アレルギーを持つ児童生徒が増加しており、文科省においても食物アレルギーに関する対応を充実するため調査研究が実施される状況となっています。

そこで、幼稚園・保育所における食物アレルギーを持つ園児の実態について、お伺いをいたします。

○副議長（伴 吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、ご質問者から紹介をいただきましたように、全国的にアレルギー疾患の子どもたちが増加いたしまして、各学校での初期対応が重大な事故になるケースもございます。

昨年の12月に東京都調布市の小学校におきまして、学校給食後、アナフィラキシーショックの疑いによりまして児童が亡くなっていた事故があったところでございます。

このような実態を受けまして、文部科学省では、今年度、食物アレルギーに関する対応の充実を図るため、学校における取り組み状況を把握する調査を実施し、再発防止策の検討を行うというふうにされております。

斑鳩町立の幼稚園、小・中学校では、これまでも食物アレルギー疾患のある園児、児童生徒に対し、保護者や学校医と連携し、給食での配慮を行ってきたところでございます。

さて、ご質問にございます町立幼稚園における食物アレルギーの実態についてであります。まず、食物アレルギーを有する園児数でございますが、本年度の5月末日現在では、斑鳩幼稚園で1名、斑鳩西幼稚園で6名、斑鳩東幼稚園で4名の合計11名となっておりまして、週2回の業者への発注の弁当給食におきましては、事前に献立内容を保護者が確認をいたしまして、業者へ連絡の上、除去食を作らせている状況でございます。その除去食が他のものと見分けられるように、すぐにわかるように表示して業者が納品をいたしまして、幼稚園の職員が配膳前に中身を再度確認した上で間違いのないよう園児に配っているという状況でございます。

○副議長（伴 吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 続きまして、保育所におけます食物アレルギーの実態について回答をいたします。

町立保育所におけます食物アレルギーを持つ園児の状況でございますが、たつた保育園では、在園児112名に対しましてアレルギーを持つ園児は7名、6.3%、あわ保育園では、在園児213人に対しましてアレルギーを持つ園児は9名となっております。4.2%でござ

ございます。

保育所におきましては、アレルギー疾患のある子どもたちがより安全・安心に保育所内の生活を送ることができますよう、保護者や園児のかかりつけ医とも連携を図りながら、必要な配慮、管理を行っているところでございます。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この食物アレルギーにつきましては、私、5年前に一般質問をさせていただきまして、その当時と比較すると、やはりこの数値が微妙ながらちょっと上がってるんだなということで、やっぱり国全体においても増加傾向にあるということであります。

また、今、答弁にもありましたように、給食時においても、あれ以降やはり同じように保護者また業者あるいは職員の目を通して正しくチェックしていただいているという実態があります。安心するところでありますけども、しかしながら、まだまだ今の数値を見ますと現実にはアレルギーを持っておられる子がいるという実態において、長期的にやはりこのアレルギー疾患を持つ子に対しての長期的な管理が必要になってくるんじゃないかなと、今後とも細心の注意を払いながら取り組んでいただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、2点目の学校におけるアレルギー疾患の状況について。

町内の小中学校における食物アレルギーを有する児童生徒の状況について、お伺いをいたします。

○副議長（伴 吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、町立の小学校のほうから申し上げますと、小学校におけます食物アレルギー疾患の児童の数は、斑鳩小学校が26名、斑鳩西小学校が13名、斑鳩東小学校が14名の合計53名となっております。

この53名のうち28名につきましては、食材の一部を取り除きますとほかの児童と同じメニューを食べられる状況でございますので、給食の献立内容を確認し、アレルギーを持つ保護者と栄養職員が事前話し合い、工夫をしております状況であります。また、除去食による対応が困難な児童4名につきましては、弁当を持参をいただいている状況でございます。

次に、中学校の状況でございます。

食物アレルギー疾患のある生徒の状況といたしましては、斑鳩中学校で19名、斑鳩南中学校で6名の合計25名となっております。そのうち1名につきましては、除去食による給食を提供しているという状況でございます。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） これにつきましても、以前に比べるとほとんど、小学校についてはほとんど同じような人数、中学校についてはやはりちょっと上がっているような傾向にあるように思います。

小中学校においても、やはり食に対しての工夫をしていただいているということですが、しかし、やはり給食による事故があってはならないということから、そこで3点目のアレルギー疾患の予防対策について、町内の幼稚園・保育所、また、小中学校における食物アレルギーを有する児童生徒に対して細部にわたり配慮し、さらには研修などを実施しながら進めていく必要があります。

今後、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

○副議長（伴 吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 学校が食物アレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みを進めていくためには、個々の児童生徒の詳細な情報を把握いたしまして、教職員が共通理解をした上で学校生活での配慮や管理に生かすことが必要である、これはもう当然のことでございますけれども、そう考えてございます。

このため、全ての小中学校、幼稚園では、入学あるいは入園時に全児童生徒、園児を対象に健康調査票でもってアレルギー疾患の有無やその症状等について調査を実施し、必要に応じて給食における食材の量について個別に対応をしているところでございます。

次に、アレルギー疾患によって症状が急速に変化し得ることを理解し、日ごろから緊急時の対応への準備を行っておくことが必要でございます。特に、アレルギー疾患の中でもアナフィラキシーは、じんましん、腹痛や嘔吐、呼吸困難などの症状が複数、同時にかつ急激に出現するもので、原因のほとんどが食物によるものとされております。血圧が低下して、意識の低下や脱力を来すような症状をアナフィラキシーショックと申しますが、このような場合で、保護者や救急車が到達するまでの間、人工呼吸、AEDの使用などの一次救命措置を行う必要もございます。また、効果的な措置としてアドレナリン自己注射薬、エピペンは、本人もしくは保護者がみずから注射する目的で作られたものでございます。投与のタイミングといたしましては、アナフィラキシーショック症状が進行する前、初期症状のうちに注射するのが効果的であるというふうにされてございます。

アナフィラキシーの進行は一般的に急速でございます。エピペンが手元にありながら、症状によっては児童生徒が自分で注射できない場合も考えられることから、現場に居合わせた教職員が、保護者や救急車が到着するまでの間に緊急措置として児童生徒に代わって注射で

きるよう、日ごろから教職員研修の中でアナフィラキシーショックやエピペンについての認識を深めていくことが重要であると考えております。

現在は、斑鳩東幼稚園の在園児童がエピペンを処方されていることから、保護者とも十分協議し、園長、担任教諭を初め全教諭が使用できるよう、練習用注射器や使用マニュアルのDVDを活用し、園内での研修を行い、迅速な対応ができるよう備えているところでございます。

以上のような対応でございますけれども、今後より一層、各学校や幼稚園におきましても教職員の研修を深め、どの学級にアレルギーの子どもがいるということを全ての教職員が認識をした上で、アレルギー疾患は場合によっては生命にかかわるという側面もあり、学校における教育指導にあたって細心の注意を払いながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） アナフィラキシーということで、5年前にもいろいろと問題になって取り上げた経緯がございます。そのときは、やはり2名ぐらいの方がおられて、食べ物等についても細かく対応をしていただいたという経緯があります。

今後、学校個別のアレルギー対策マニュアルの作成では、文科省より提案されると思いますが、その対応について、お伺いをいたします。

○副議長（伴 吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 文部科学省が監修をいたします財団法人日本学校保健会が発行いたしました学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが、平成20年5月に小中学校に配付されました。現在もこのガイドラインを活用してアレルギー疾患の子どもが、より安全・安心に学校生活を送ることができるよう、配慮、管理を行っているところでございます。

文部科学省では、今年度、食物アレルギーに関する対応の充実を図るため、先ほども申し上げましたが、学校における取り組み状況を把握する調査を実施し、再発の防止策の検討を行うこととされております。

当町といたしましても、アレルギー疾患の児童生徒に対する対策マニュアルは必要と考えてございますので、奈良県教育委員会とも連携をしながら、それについて対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、アレルギーに対する実態調査、またチェック、またエピペンの投与なども、詳しくそのことについていろいろと調査が実施されるということになっておりますので、対策マニュアルについては実態に即した作成をお願いをしておきます。

では、3番目の不登校やいじめの問題に対する早期発見の心のケアについてであります。

当町において、不登校やいじめなど深刻な子どもの問題に対して、早期発見や心のケアに取り組むスクールカウンセラーの配置などを強化するなど、問題の解決に向けての対策強化が必要であると考えますので、質問させていただきます。

まず、1点目の不登校やいじめの実態と対策について。

当町においてこの問題についての実態の把握とその対策について取り組んでいただいておりますが、現在の時点においてどのような状況になっているか、お伺いをいたします。

○副議長（伴 吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 不登校やいじめの実態と対策についてのご質問でございます。

当町で現在、不登校となっている児童生徒につきましては、現在、平成25年5月末日で、小学校で1名、町内3小学校で1名、中学校2校で4名という状況でございます。

その不登校となった直接的なきっかけといたしましては、学校生活に起因するもの、あるいは家庭生活に起因するもの、または本人の病気等による問題に起因するものと、その理由はさまざまでございます。

不登校の未然防止のため、早期発見、早期対応に努めるとともに、不登校解消に向け、学校、家庭、教育委員会がお互いに連携をいたしまして、個々の不登校児童生徒の状況を考慮しながら支援を行っているところでございます。

また、昨年度から奈良県及び生駒郡の教育委員会の主催によりまして、不登校を語る保護者の集いを実施いたしております。この集いにおきまして、不登校児童生徒を持つ保護者のそれぞれの体験や悩みを語ることの中で、相互のつながりを築き、かかわり方について考えていただくきっかけとなり、参加者からは、情報や意見交換できるよい機会だというご意見もある中で、引き続き今後も実施していく予定でございます。

次に、いじめの状況でございます。

平成24年度における町立小学校のアンケート調査、まず小学校のほうから申し上げますと、その小学校でのアンケート調査実施児童数は1,520人です。そのうち、平成24年4月以降にいじめられたとする生徒数は325人となりまして、全体の21.4%となっております。このうち、アンケートの実施時点、小学校の場合は2校が1学期、残りの

1校が9月4日に実施しておるわけなんですけども、そのアンケートの実施時点で、まだいじめが続いている生徒、児童につきましては100人ございまして、これが全体の30%と、問題解消がされてないという結果でございます。

その後、各学校におきまして、いじめが継続をしているという児童の個人面談を実施し、全てのケースで教員が双方の話を聞いて、児童同士、さらには保護者を交えて、解決するまで仲直りや保護者にも協力を求めたりして教諭が指導した結果、この100人については、全て今、解消済みでございます。

次に、町立中学校のアンケートの結果でございます。

両中学校におきましては、9月3日に実施をしているところでございますが、このときの調査実施生徒数760人ございまして、平成24年4月以降にいじめられたとする生徒数は36人となつてございまして、全体の4.7%となっております。

このうち、アンケートの実施時点、9月3日の時点でございまして、いじめが続いている生徒数は9人ございまして、全体の25%が問題解消されてないという状況でございました。

その後、各中学校では、いじめが継続しているという生徒の個人面談を実施いたしまして、その後、この9人につきましては全て解決済みでございます。

また、小中学校とも、2学期の末に再度アンケート調査を実施しておりますが、そこでもまた新たないじめの事象が発生しております。ただし、現在までに全て解決を、解消しているという状況でございます。

いずれにいたしましても、いじめの問題につきましては、教職員一人ひとりが、どこの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題であるということを認識いたしまして、平成24年12月に奈良県教育委員会が作成をいたしました、いじめの早期発見・早期対応マニュアルに基づきまして、日ごろから児童生徒が発信する信号を見逃さないように努め、いじめの情報を把握したときには迅速に対応するなど、いじめを許さない学校となるよう努力していくことが第一だというふうに考えております。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの報告の中で、小中学校ともに保護者と教員の指導によって最終的にはいじめが解消されたということでは安心しております。

しかし、このいじめ問題については、先ほどもお話がありましたように、どこのどのような状況で起こり得るかわからないというのが事実であります。

そこで、今後、いじめの早期発見、心のケアについて取り組むことが必要です。

そこで、2点目のスクールカウンセラーの体制について、お伺いをいたします。

○副議長（伴 吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） いじめによります悲惨な自殺事件が起こるたびに大きな社会問題となりまして、その都度、文部科学省や県教育委員会から通知がきて、教育委員会や学校ではその対策に取り組んでいるという状況が今まで続いてきているわけでありまして、残念ながら、全国的に見ましても、残念ながら悲惨な自殺事件はまだ繰り返されるという状況でございます。

先ほども申し上げましたが、いじめ、不登校、暴力行為等の問題につきましては、教職員一人ひとりが、どこの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題であるということ認識し、日ごろから児童生徒が発信する信号を見逃さないように努め、いじめ等の兆候を把握したときには迅速に対応するなど、早期対策が第一だというふうに考えてございます。

各学校におきましては、学級担任などの特定の教職員だけで問題に向き合うのではなく、教職員が連携を図りながら、学校全体で問題を共有し対応することとし、学校長を先頭に学校の教職員全員が一丸となって取り組むよう、常に情報を共有できる体制づくりに努めるよう指導をしているところでございます。

ご質問のスクールカウンセラーの体制についてでございますが、現在、県のスクールカウンセラー活用事業によりまして、1人の臨床心理士を派遣いただいております。斑鳩南中学校を拠点といたしまして、町内小中学校の児童生徒のカウンセリング、まあ、教員を含めてでございますけれども、カウンセリングをしていただいているところでございます。

また、斑鳩中学校におきましては、生徒が悩みを抱え込まずに心のゆとりを持てるように、心の教室相談員、これ、町が配置をしておる委託でございますけれども、生徒の悩み等を気楽に話せる環境づくりに努めております。

平成24年度の相談状況でございますが、スクールカウンセラーの相談件数は92件でございます。相談内容といたしましては、不登校や登校しぶりが40件、生活全般について14件、友人関係が13件、家庭問題が5件となっております。

次に、心の教室相談件数でありますけれども、全体で31件となっております、相談内容といたしましては、友人関係が13件、学業の問題が11件、進路の問題が5件となっております。何よりも重要なのは、教員が子どもの変化、それが小さなものでも、その変化を見逃さないこと、また、見過ごさないことでもあると考えておりまして、状況によってはスク

ールカウンセラーとも連携を図り、専門的なカウンセリングを受け、問題の解決につなげていく体制を今後も行ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） このいじめの問題も、いじめやまた不登校の問題ですね、これについてはやはり先ほども言われてますように、早期発見、早期解消ということが大事になってくるわけですが、いつでもそういうケアというんですか、相談体制ができるような体制になれば、こういういじめ、不登校の問題も少なくなっていくのかなということで、今、スクールカウンセラーで配置されていますけども、週に1回ないし2回ということで、今後、やっぱり同時に設置できるような体制をしていく必要があるのかなと。しかしながら、これは県の支援でのされていることなんですけれども、そういう方向性が必要であるかなとは思っています。

また、現在、先ほども報告にありましたように、心の教室相談員が配置されたということで、一定の効果があるということも考えます。それにはまずは期待しておきます。

次に、4番目の振り込め詐欺と防犯対策強化について。

斑鳩町では、自主防犯団体による安全で安心なまちづくりの活動が進められていますが、しかし、各団体が個別に取り組むには限界があります。

今後の犯罪の防止、強化の対策を考える上で、住民が一体となり進めていくネットワークづくりが必要不可欠であると考えます。

まず、1点目の振り込め詐欺の状況と対策について、地域における振り込め詐欺の発生件数の状況や詐欺の犯罪情報、さらには警察との連携を取りながら進めていかなければなりません。

当町において、現在、どのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

○副議長（伴 吉晴君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） まずは、振り込め詐欺の発生件数の状況についてでございます。

平成24年でございますが、1月から12月では、県全体で35件発生をいたしております。斑鳩町内におきましても3件発生いたしております。

平成25年1月から4月では、県全体で16件発生しておりますけれども、町内では発生をしておらないという状況でございます。

こうした振り込め詐欺に対します町の防犯対策といたしましては、昨年5月に県より振り込め詐欺多発警報が発令されまして、町のホームページや防災情報メールによる啓発を行

っております。また、ことしの5月の自治会回覧におきましても、消防器具の窃盗被害防止及び振り込め詐欺の注意喚起を行い、詐欺の前兆と考えられる不審電話があった場合には、すぐに西和警察署へ通報するように周知を行い、被害防止に努めたところでございます。

また、町と警察の連携といたしまして、町広報紙に身近な犯罪情報として斑鳩交番だよりの定期的な掲載や、必要に応じて自治会の回覧を行うとともに、町内等で振り込め詐欺を初めとする犯罪が発生した場合に、西和警察署からの犯罪情報を町の防災情報メールを活用して住民の方々に迅速に情報提供をすることによって、未然に被害防止を図っております。

ことしの5月には、2回のメール発信を行うとともに、あわせて町のホームページにも掲載をいたしまして、注意喚起をしたところでございます。

今後も振り込め詐欺等の犯罪被害の防止を行うために、引き続きこうした西和警察署からの防犯情報の伝達を行ってまいりたいと、このように考えております。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 最近の振り込め詐欺は巧妙になっており、絶えず新しい情報を住民に発信し続けることが必要です。また、地域住民が情報を共有するネットワークが詐欺の防止につながるとは考えています。

これからも、西和警察との連携をとりながら、防災情報の発信をお願いしておきます。

次に、2点目の防犯対策の強化について。

日常的に起こり得る犯罪に対する対策についての強化する必要があります。

現在、自主防犯団体が組織され、活動をされています。また、パトロール隊が地域の防犯活動をするなど、地域のリーダーが中心とした防犯対策が必要です。

今後の防犯対策の強化について、お伺いをいたします。

○副議長（伴 吉晴君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 町の防犯対策といたしましては、昨年は町と警察で、地域ぐるみでの防犯活動を行っていただいている自主防犯パトロール隊に対して、地域防犯アドバイザー養成講座を開催をいたしまして、侵入等の防犯対策に対する知識と指導能力を身につけていただいたところでございまして、養成講座を受講したパトロール隊員が地域のリーダーとして地域の防犯活動に活躍していただいているところでございます。

また、町内の自主防犯団体が空き巣等の被害を未然に防止するため、住民相互に挨拶などの声かけを行い、絆を深めることによって犯罪者が入り込みにくい地域を構築することを目的とした「チャレンジ絆」運動を実施していただいております。ことしの2月の自治会連

合会懇談会において、第一地所自治会では「チャレンジ絆」ののぼり旗を見せて訪問販売員を追い払った事例も報告をされておりまして、地域防犯力の向上に効果が出ていると認識をしております。

今後も、地域の自主防犯団体等に対して、警察からの犯罪情報や防犯情報等を町の防災情報メールの配信やホームページ、あるいは町の広報紙の掲載等を通じて地域の防犯パトロール等に情報提供を行うことにより、自主防犯団体と町、それから警察などによる地域防犯活動のネットワーク体制を推進してまいりたいと、このように考えております。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 最後のほうで部長が言われましたように、今後においてネットワークの体制等を進めていくのが大事やと思います。

自主防犯団体、町、警察ということで今言われてますけども、やはりそのほかに民生児童委員さん、また、学校、PTAという、その一帯のネットワークがやっぱり確立することによって、こういった犯罪が減っていくんじゃないかなと。その実施に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりましたけど、ネット選挙解禁について。

この夏の参議院選挙からインターネットによる選挙運動が解禁されます。ネット選挙運動の解禁は選挙をどのように変えるか、また、有権者の投票行動などにどのような影響をもたらすか、実施してみなければわからないことがあります。

ネットでの情報発信により、選挙制度に対する参加の機会をふやすことにもなると考えます。また、有権者へのメリットと、反面、実施への課題もあることは言われております。

まず、ネット解禁についての住民の方へのわかりやすく説明を行い、正しいネットの活用を周知し、実施する必要があるため、今回取り上げさせていただきました。

まずは、ネット選挙の内容と実施の課題について。

ネット選挙は、有権者にとってわかりにくい部分があるように思います。その部分も含めネット選挙の内容についてお答えをいただきます。

○副議長（伴 吉晴君） 黒崎選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） まず、インターネット選挙運動の解禁は、インターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における有権者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図ることを目的としたもので、特に若年層の政治への参加が期待されるものであり、7月に執行が予定されている参議院議員通常選挙から適用されるものでございます。

その主な内容でございますが、まず1つは、有権者はウェブサイト等、まあ、ホームページ、ブログ、ツイッター等を利用した選挙運動が可能となります。例えば、有権者がある特定の候補者を当選させようとする内容の呼びかけをウェブサイト等に掲載することができます。ただし、その者に連絡する際に必要となる電子メールアドレスの表示が義務づけられます。

次に、2つ目は、候補者、政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。例えば、候補者及び政党についても、有権者と同様に特定の候補者への呼びかけをウェブサイトに掲載することが可能となり、さらに、みずからアドレスを通知し、そしてまた受信に同意した相手への送信に限るなどの一定の要件はありますが、電子メールを用いた投票の呼びかけも行うことができるようになります。

一方、有権者あるいは候補者等の選挙運動に対する利便性の向上や若年者の政治への参加が期待されますが、有権者は候補者等から送られてきた選挙運動用電子メールの転送や印刷による頒布ができないなど、新たに選挙運動の方法に関する規制も加えられたところでございます。そしてまた、人の名誉を毀損するなどの誹謗中傷や、氏名等を偽って通信するなりすましなども懸念され、その対策といたしまして、既存の、名誉を毀損した者に適用される名誉毀損罪や、候補者のウェブサイトの改ざん等、選挙の自由を妨害した者に適用される選挙運動自由妨害罪に加え、真実に反する氏名、名称または身分を表示してインターネット等を利用して通信した者に、新たに、氏名等の虚偽表示罪、公職選挙法第235条の5でございしますが、が適用されるようになりました。

このように、新たな媒体を使用した選挙運動が可能となり、幅広い世代の有権者が政治を身近に感じ、より積極的に参加するための契機として期待されているところではありますが、有権者一人ひとりがインターネット選挙運動の内容を正しく理解することが肝要であるというふうに考えております。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） なかなか一遍に、説明していただきましたけども、難しい内容ですけど。それを今回、2点目ですけども、ネット選挙解禁における有権者への周知ということで、わかりやすく有権者に説明をしていかなければなりません。その周知について、お伺いをいたします。

○副議長（伴 吉晴君） 黒崎選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） インターネット選挙運動の解禁につきましては、本年

7月に参議院議員通常選挙の執行を予定されており、有権者に、より一層丁寧な周知が必要であるというふうに考えております。

インターネット選挙運動では、有権者がウェブサイト等で候補者への投票を呼びかけることはできますが、電子メールを使って同様のことをすると違法になったり、候補者から届いたメールを知人に転送することが禁じられております。

このように、認められている行為の範囲がわかりにくい点も指摘されており、インターネットになれている若い世代におきましても正しい理解が必要となります。また、インターネットが普及しているとはいえ、まだまだ利用に疎遠がちな高齢者に対する丁寧な周知も必要であると考えております。

こうした中、総務省におきましては、ガイドラインを作成し、現在、ホームページで周知を行っており、今後、参議院議員通常選挙を控え、新聞や選挙啓発ポスターへの掲載等による周知啓発を行うこととされております。また、奈良県では、ホームページ等による周知啓発を行うこととされており、本町におきましても有権者により周知徹底を図るために、啓発用パンフレットの各戸配付や公共施設への備え付け、また、町ホームページへの掲載等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長（伴 吉晴君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 冒頭に申し上げましたように、今回のネット選挙の内容にあつては、実際に実施していかなければならないし、また、その初めての試みですので、選挙した後において、どういった点があつたのか、いい点、悪い点等、選挙管理委員会ではそれらを調査していただきたいと思ひます。

少なくとも、やはり初めてでございますので、有権者の皆様に具体的に、わかりやすいように説明の対応をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（伴 吉晴君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

午前10時50分まで休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○副議長（伴 吉晴君） 再開いたします。

次に、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

きます。

まず、1点目に挙げております、保育園の保育士配置基準とその確保等についてというところで書かせていただいております。

この問題につきましてはですね、地域主権改革一括法の中で、国基準で運営をされてきておりましたものを、2012年度中に各自治体のほうで条例制定をするというふうな形になりました。それに基づきまして奈良県が条例を制定しています。この対象自治体というのは都道府県、政令指定都市、中核市になるわけなんです。ですから、奈良県の場合でしたら、中核市の奈良市とともに奈良県がこの条例を制定しなければならないという状況になっております。

それで、私は以前から、もう、この場ででも、もう何回も申し上げてきております。国の基準が1歳児、5対1の保育士の配置基準を持っておりましてけれども、6対1に変更してきた。2歳児と1歳児を同等扱いにして、1歳児も6対1にして、ほんとに安全な保育ができるのだろうかということで、これまでも申し上げてきましたが、この、県が条例制定をするとき、国が示している基準、この基準どおりの条例を制定したわけなんです。これにつきましては、どこの都道府県も、一応、国基準どおりの条例を制定したわけですけども、それはなぜかなというふうに思えば、完全に条例化してしまうと、人員配置基準については固定的な経費というふうな見方がされるのではないかという中で、多分、各条例制定の中ではそういう懸念もあり、とりあえず国基準で条例制定したのではないかな。

けれども、これではいけないというふうに考えている都道府県中、47のうち19の府県でこの条例に示してある基準を上回る保育士の配置の水準を上げる施策を、事業を、補助事業としてやっているわけなんです。

そんな中で、私は、奈良県はじゃあどうなんだろうということで見えていくと、県のほうではどうも条例の制定も慌ただしいような状況で制定されたのではないかな。条例の48条では、先ほどから申し上げますように保育士の配置の基準について、48条の2項では書かれているわけなんですけど、これもあくまでも6人につき、1歳、2歳児ですね、6人につき1人以上というのが条例の文言なので、この文言をとらえて各19の府県では水準を上げるための補助事業を行っているというふうに私は思っているわけなんですけれども。

ただ、お尋ねをしますと、奈良県ではそういうふうな取り組みがどうもされていない。もう、斑鳩町においてもずっと、ここ何年ですかね、3年ぐらいですか、1対6になってから。1歳児も6人につき1人しか保育士を配置できないという形の国基準に沿ってやっている

というような状況で、ずっと聞かせていただく中で、私はこれまでに申し上げてきた経過がございしますが、奈良県のほうはですね、どんなふうを考えておられるのか。こうやっていると、いろいろな府県が水準を上げるための補助事業をやっているけれども、この事業への取り組む姿勢ですね。それとともに、斑鳩町は県に対してそういう補助事業をやってくれというふうな要望をきちっとやっていくのか、この辺のところは私はやっぱり斑鳩町の子どもたちのために町のほうへ、その点についてぜひともきちっとした見解を示していただきたいと思ひまして、今回、一般質問をさせていただくことにいたしました。

通告も出した後、いろいろ調査もしていただいているとは思いますが、お答えいただけますでしょうか。

○副議長（伴 吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 質問者もおっしゃいましたとおり、法律に基づきまして、各都道府県が国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づきまして、条例によって基準を定めることとなりまして、奈良県でもその条例を設定し、25年4月1日に施行されているところでございます。

その中で、保育所の設備運営基準についても定められておりまして、職員の配置、保育士の配置基準につきましても、奈良県は国と同様の基準で行うということにされているところでございます。

また、奈良県に基準以上の保育士配置を行う場合の経費補助等の制度についてということでございますけれども、私どもの調べたところでは、新潟県、鳥取県などでは独自の補助制度があるとは聞いておりますけれども、奈良県においては平成25年度、該当する支援事業は実施しないということでございます。

そういう中で、斑鳩町につきましても、基本的には県の基準により人員を配置をしているところではございますけれども、さらに町独自の施策といたしまして、各クラスが複数担任となるよう保育士の配置を行っているところでございます。

また、必要に応じて早朝保育の担当や延長保育の担当の保育士を確保することによりまして、担任保育士の支援をするなど、保育の充実に向けて取り組んでいるところでございます。

町は、県に条例の改善や基準以上の保育士配置に対しましての補助制度の新設を要望する準備があるかどうかというご質問でございますけれども、現在、待機児童の解消に向けた取り組みをしている中にありまして、全国的に保育士の不足が慢性化している状況でございます。当町におきましても例外ではありませんで、保育士の確保が深刻な問題でありますこと

から、まずは県に対しましては保育士の養成に最優先で取り組んでいただくよう要望してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（伴 吉晴君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 保育士の養成につきましては、これはあくまでも私、はっきりわからないんですが、奈良産業大学なども養成課程を作っていくというようなことが表明されているようですが、私はその19府県が補助事業、保育士の配置基準をレベルアップするこの補助事業をやっている、このことを私はなぜ知っているかということ、茨城県自身がこの条例を制定するときに調査をしているわけなんです。茨城県が、この調査をしておられる。そして、その調査をされた茨城県も補助事業をやっておられるんですね。必要だと思って、もちろんやっておられるわけなんです。

私、企画財政課で、この人口動態の、国勢調査による人口動態の資料をいただきまして、見させていただいて、この補助事業をやっている府県とこの人口動態を見比べてどうなんだろうということを、ちょっとマニアックに調べました。

そうしますと、ここにいらっしゃる皆さんがご存じかどうかわかりませんが、平成17年から22年の人口動態の中で、実は、65歳以上の人口、奈良県では全国トップの増加率、4ポイントを示されております。これは、えらい急に5年間で高齢化率が進んだ県。この同率のポイントで、埼玉県と千葉県が4ポイントで並んでるんです。3県がトップで並んでいる。そのうち、この調査をした茨城県はもちろんのこと、千葉県にしても埼玉県にしても、そういう危機感を感じながらこういう子育て支援をやっていこうという中で、大切に育てていこうという中でこういう水準を上げる補助事業を行ったわけなんです。

ところが、奈良県にはその危機感がないのかと。年少率はマイナス7ポイントです、奈良県は。ところが、高齢化率は4ポイント上がってるんです。調査された茨城県や千葉県や、増加率が同じ埼玉県や千葉県は、実際の65歳以上のポイントそのものを見れば奈良県よりずっと低いんですよ。それでも4ポイント増加してる中で年少率を少しでも上げようということで、こういう取り組みに私はなっているのではないかというふうに私自身は分析してるんです。でも、奈良県の場合はそういう危機感もなく、そうやって高齢化率が進んでいる中で、こんな状態になっている。

斑鳩町はどうかといえば、斑鳩町は、もう、私自身もずっと言ってきております。合併をしないと決めてから、何とか若い世代をふやして子育て支援をして、人口の自然減を防いで、高齢化率を少しでも抑えていこうという取り組みの中での最優先として子育て支援に取り組

んできている。町長もその思いで私はやってこられているというふうに考えておりますし、私たちもいろんな提案をしてきている。

実際、今、若い世代の方たちには非常に高い評価をいただきながら、この斑鳩町というものがあつた。その自信を持って、斑鳩町がこれだけ頑張っているんだから、そして県もこういう状態にあるんだから頑張つてほしいと、きちつとやっぱり申し入れをしていく姿勢というのが大切だと思つたんですけれども。

そういうところについて、答弁までは求めませんが、ぜひとも町長を初め、ここにいらつしやる皆さん、奈良県がそういう状況にあるというようなことを十分に知つていただきながら、県がおくれていることに対して、今の保育所の問題だけではなくいろいろな取り組みについて、やはり他と比べておくれている、何が原因なのか、その原因などもちゃんと分析しながら県へ要望すべき問題については、強く、胸を張つて要望をしていっていただきたい、斑鳩町の町民のために、ということをお願いして、次の質問に移らせていただきたいと思つた。

2点目に挙げさせていただいております、かねてから私自身、危惧をしております問題でございますが、いろいろな保育所の取り組みもやっております。3歳から5歳児についても複数担任制を敷いていただきまして、町としても一定、頑張つていただいております。

ただ、前問で言つたように、小さい子どもさんに関しては私はまだちょっと心配が残つているというものもありますが、ただ、いろいろな取り組みをやつていただく中で、総合して見ている中で、日ごろから私自身が気になっている問題なんです、現在、保育所、あわ、たつた、2園ございますけれども、ここで働いていただいております保育士さんの正職員、そして臨時職員のバランスですね。このところがどうなつているのかということについて、私は常に臨時職員が上回つているのではないかと、上回つておれば、それについてはやっぱりちょっと考えなければならぬのではないかとこの思いを持ちながら、いつも保育所の行政運営を見させていただいておりますが、この点について、現状、どのようになつているのでしょうか。

○副議長（伴 吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 正職員と臨時職員の採用の状況でございますけれども、6月3日現在、あわ保育園では正規職員が11人、休職中の職員を含めると14人となります。臨時職員につきましては、半日勤務の職員も含めまして22人となっております。

また、たつた保育園では、正規職員9人、臨時職員につきましては半日勤務を含めまして11人で対応しているところがございます。クラス担任といたしましては、一クラスに1人以上の正規職人を配置するというところで対応しているところがございます。

なお、保育所にかかります経費でございますけれども、平成23年度の決算で申し上げますと、町立保育所の運営にかかる支出から保育料の収入を差し引いた額を入所児童数で割りますと、一人あたり約56万円となっております。一方で、広域入所はその平均額が約22万円であり、その差が約34万円となっているところがございます。

このように、町立保育所の運営には多くの経費がかかっている状況の中で、当町におきましては先ほども申し上げましたが、町独自に各クラスが複数担任となるよう保育士を配置しておりまして、今年度はたつた保育園の0歳児、4歳児、5歳児で、また、あわ保育園の3歳児、4歳児、5歳児に、保育士を加配をしている状況でございます。町財政等も考慮する中、引き続き安全な保育環境の充実に努めていくところでございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（伴 吉晴君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今の説明でいきますと、現状では正規職員11人、臨時職員22人。これ、休職の職員さんがおられて、その分、臨時職員に替わってしまうということであれば、あわについては14対19ということになりますね。14対19、たつたについては9対11。この割合なんですけれども、あわ保育園につきましても、これまでニーズにあわせてもうほんとに町長の決断によりまして給食調理室を新たに設置し、そして現存のいろいろな多目的の部屋、会議室なり給食室なりを改造して保育室に変える。そして定員数も変え、さらには今年度になりましてから園児数もふえて、送迎の車がスムーズにできるようということで駐車場の確保、これらの努力をしていただいているということは、ほんとによく私自身も理解をしておりますし、評価もさせていただいております。

ただ、やはり、時代はどんどん移り変わっていく中で、保育士さんもいろんなやはり研修なども受けていただく。特に保育所というところは、ただ単に保育に欠けるといっても働いているから保育に欠けているのではなくて、保護者が病気であったりした場合もやっぱり保育に欠けるということでお預かりする。いろんな家庭環境があるんだということがあつたわけなんですよね。そういった中から保育に欠ける子どもさんたちをお預かりして、そして長い時間、その子どもさんたちの安全を確保しながら成長を促す。今では保育所も幼稚園の、3歳から5歳であれば、幼稚園の指導要領と同じような内容で運営をするようにという保育所

指針も与えられているはずですが。そういった中で、その前のほんとに小さいときからお預かりをする中で、いかにその子どもさんたちの将来のために何ができるのか、突き詰めた考え方で私はやっていっていただきたい。

現在、斑鳩町でお仕事をしていただいている保育士さんたち、皆さん、ほんとに熱意を持って一生懸命やっていただいているということは理解しております。

ただ、あまりにも臨時職員が多いために研修とかそういう派遣をする場合、正職に行ってくれと言っても残るのが結局は臨時職員さんばかり残って、正職が少ないから正職で回って行って、正職はそういう、保育所というところは休みがなかなかございませんので、長期休暇というのは保育所はございませんので、そんな中でのやりくりをやっていく。せめて臨時保育士さんと正職が、せめて同数ぐらいいまでもっていくような目標を持って。おっしゃることはわかっています。早朝とか夜間とかがあるから、半日とか、いろいろあるから臨時保育士さんも多くなりますよという理屈はわかるので、それはわかるとしても、せめてやっぱり同数の保育士さんの確保というのを目標にして、私はやっていっていただきたいなというふうに考えておりますので、今後、本年3月で正職の保育士さんも退職をされたという現状もございます。今後の保育士の採用について、どのように斑鳩町がやっていっていただけるのか、私はぜひともそういう思いを持ってやっていっていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

そして、保育士の確保が難しいということをおっしゃっておられましたけれども、ひょっとしたら、臨時職員さんがおやめになってよそへ行かれる場合がある話を私はちょこちょこ聞いておまして、随分前でしたけれども、臨時職員の賃金を一気に下げたときがありました。そこから私たちもいろんなことを言って、少しずつ上げてきていただいております。

けれどもまだ、やはり保育士さんに対しての、臨時職員さんに対しての待遇があまりよろしくないのではないか、よそへ流れて行ってしまわないかなという、保育士さんの資格を持っておられる方が少ない上にそういう状況があつてそうなっているのではないかなというふうな心配をしているところですがけれども、その辺の賃金についても私はもう少し努力をしていっていただきたい。他の市町村がどのようになっているのか。職を選ぶときには、近いから、便利だから、そこへ行きたいと思う気持ちと、待遇がいいからそこへ行きたいという思いとあると思うんですね。だから、どういう選択をされるかは働かれる方の考えに基づいてそうなるわけですがけれども、でも、できるだけ町内や町近郊の皆さん、そしてまた、待遇がいいから斑鳩町へ行きたいというふうな形で何とか保育士さんの確保ができればいい

かなというふうに思っているところで、それで3番目があるんですけども。

その確保ができなくて、私、去年ちょっと見ておまして、2歳児さんが今の段階であったら受け入れができないと断られている。そしてまた、2歳児さんですが、今まだ返事ができない、もうちょっと待ってくださいというようなことが、去年10月の申し込みの後、ことしの2月になってもまだ受け入れるという回答ができずに保留というような形で保護者の方に返事をしているという状況があったことは、以前、委員会の中でも指摘もしてきましたけれども、その状況はやっぱり改善をしていっていただきたい。そのためにも、先ほど申し上げました待遇面、こういったものがあるのではないかなということを心配してるわけなんです。

ここらあたりにつきまして、町のほうですね、もう少し何とか改善できるような状況づくりというものをきちっと考えていただけているのかどうかについて、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○副議長（伴 吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 保育園の新年度の入園申し込みにつきましては、毎年、9月の広報に掲載をいたしまして、10月中旬までに入園申し込みを受け付けているところでございます。

また、その後も随時、保育園の入園申し込みには対応をさせていただいているところでございます。

保育園では、入園を希望される子どもの年齢によりまして受け入れ可能人数や、それに伴って必要となる保育士の人数も変わってくるものでございまして、平成25年度の入園に際しましては、昨年12月に実施いたしました臨時保育士の採用試験だけでは保育士の人数が確保できなかったことによりまして、改めて2月に採用試験を実施いたしまして、必要な保育士を確保したという状況でございます。

このため、申込期間、10月までの申込期間の後、4月入園の申請申し込みをされた方につきましては、一部におきまして保育所の入園決定をちょっと保留をさせていただいた方がおられるという状況でございます。

来年度の申し込みに際しましても、できるだけ希望者の皆様に入園いただけるよう、保育士の確保に努めてまいるのは当然のことだというふうに考えているところでございます。

なお、臨時保育士が確保できない理由ということで、待遇の問題等も質問者からのご指摘もございしますが、先ほども申し上げましたように、本町では早朝の7時30分から早朝保育、

また、午後8時までの延長保育を実施するなど、公立の保育所といたしましてサービスの充実を図っている中で、やはり早朝勤務、さらに夜8時までの勤務があるということで、臨時保育士の確保が難しいという一因になっているのではないかという思いもございます。

また、賃金面におきましても、これまで改善には努めているところではございますけれども、今後につきましても、近隣市町村や私立保育園の賃金等の状況も勉強させていただく中で、財源確保にも十分配慮しながら臨時保育士の待遇改善について十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（伴 吉晴君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ぜひとも、いろいろな面で総合的に、よりよい子どもたちへの環境づくり、こういうことを目指して頑張ってやっていっていただきたい。保育行政につきましては、ほんとに首長の判断というのがものすごく大きなウエートを占めております。町長におかれましても、これまでやってこられました保育行政、これは前回も一般質問の中で申し上げました。町長がやってこられた経緯を見ていけば、非常にこの点については力を入れておられる。私は、プライドも持っておられるのではないかというふうに思っております。ぜひとも、よりよい環境づくりのために最大限の努力を来年度に向けてご準備をしていただけるようお願いをして、1番目の質問は終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、2番目に挙げさせていただいておりますのは、町立幼稚園の給食のあり方についてということで挙げさせていただいております。

これにつきましては、通告書にも書かせていただいておりますとおり、私は、幼稚園に給食を導入するとなったときに、保護者の方からその給食の内容について不満の声を割とお聞きしておりました。冬場でしたら冷たい、そしてやっぱりあまりおいしくない。それに引きかえまして、保育所や小中学校では給食がおいしいと言って皆さん喜んで食べていただけている、という中であって、当初、既に学校給食、小学校が隣接されているので小学校の給食を導入されてはいかがかということをご提案したことがございます。でも、当時の教育長が、システム上、制度上、それは無理なんだ、というような言い方をされておられました。ですから、私は何かネックになる問題があるのかなというふうに思い、その後、私もその点については調査をようしてこなかったわけなんです、実は本年2月に、兵庫県相生市に視察に独自で、木澤議員とともに行ってまいりましたけれども、その相生市さんがやっておられる子育て支援の中で、小学校8校から7園への幼稚園へ、給食をシルバー人材センターさんへお願いをして配膳をしているということをお聞きしました。

問題点はございましたかという、県へ許可は何か取らなければならなかったらしく、県との協議は必要だったようですけれども、それで帰ってまいりまして、じゃあ、奈良県下ではどんなふうにした後、この何年かの間にどうなっているんだろうかということ調べさせていただきましたところ、私もこの間、うっかりをしておりましたが、相生市に行ったことをきっかけに調べますと、田原本町、香芝市、大和高田市などで、小学校から給食を幼稚園のほうへ配膳をしているという、こういうことがわかりました。

センター方式で給食をやっているところは、もう、もともと幼稚園の給食やっているんですね。センターから給食は幼稚園へも持って行っているのはもちろんございます。びっくりしたのは、平群町さんや上牧町さんは自校方式で幼稚園でも給食をやっているということで、ちょっと驚きました。

それと比べると、斑鳩町の給食というのは、それで費用も調べましたので、斑鳩町の業者に委託して週2回やっている給食というのは一食300円です。その一食300円の給食、私は先日行って、これ、写真も撮ってまいりました。中身を見てまいりました。一体、主菜、おかずの主ですね、主になるおかずは何なんだろうかと、ちょっと思うような状況でした。そこで改めて幼稚園の給食の献立表を入手いたしまして、幼稚園へ視察に行ったときに献立表をいただいてまいりました。あわせて、保育園の献立表、そして小中学校の献立表もいただいて比較をする中で、やはりこの幼稚園の給食の問題については何とかしたい、何とかならないかな、以前から隣接する、調理するスペースは持っておりませんのでね、けれどもこうやって県内でも小学校から持って行って配膳をしているという状況がある中で、これは、以前に聞いていたものとは違う、できるんだ、可能なんだということが私自身もわかりましたので、今回、改めましてこの給食、よりよい給食の提供、そしてまた、食育の観点からもぜひとも検討していただきたいなというふうに思いましたので、今回、一般質問をさせていただきます。

これにつきまして、見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（伴 吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 最後に、今、質問者の方も食育の観点からという言葉おっしゃったわけでありまして、なるほど、今、質問者からご紹介をいただきましたように、県内でも幼稚園で自校方式あるいはセンター方式あるいは隣の小学校から給食を運んで行ったりしている自治体もあるということでございますけれども、斑鳩町といたしましては、確か、昭和60年代の初めから弁当、四食弁当という形になって、その後、保護者のほうからいろいろ

ろ要望がある中で、週4回弁当というのを何とか回数を減らせないか、給食なり弁当、私が言う弁当というのはご家庭でお作りになっている弁当でございます。その何とか負担、何とか減らせないかということで、確か、昭和60年代の初めに、週4回の弁当が、その後、2回にして、現在の週2回の弁当持参と弁当給食、弁当業者による給食という形になったというふうに記憶をしているところでございます。

斑鳩町でも導入できないかということでもあります。

今申し上げましたような形になってからでも、相当の年月も経過をしているわけでございます。質問者もおっしゃいますように保護者のニーズも当時から変化しておるだろうし、各家庭の食生活の形態についても一定の変容は見られているのじゃないかということについては、一定、認識をしているところでございます。

給食を幼稚園で実施することについて、いろいろな、いい点もたくさんあると思いますけれども、問題点もかなり出てくるであろうというふうに考えてございます。あるいは、例えば設備を投資することについては、当然、小学校から運んだら要らないんじゃないかというように指摘があるかもわかりませんが、一定時間保管するスペース、器具等々も必要でありますし、配送する手段につきましても、一定考慮すべき問題も出てくる、そう思います。それと、保護者に負担についても考えていかなければいけない要件がございます。そういったいろんな課題点、問題点について、幸いながら県内でもそうした実施をしておられる市町村もあることでありますので、そういう事例、導入についての課題等々と、いろいろ研究をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長（伴 吉晴君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 教育長の懸念の中に、保護者の負担という言葉が出てまいりましたが、先ほども費用について少し触れさせていただきました。

香芝市さんであれば、週4回給食をして、小学校から運んでこられて、月2,700円です。斑鳩町は一食300円と申しました。週2回、通常8回ないし9回、通常の間であれば。その給食費は2,400円から2,700円になるんです。週2回しか食べてないのに、2,400円から2,700円というような費用になるんです。香芝市さんは週4回食べてて2,700円なんですね。それとともに、給食費の算定をする場合、保育所は一食あたり171円の食材費を使っております。小中学校については、もちろん、教育長もご存じのように、小学校4,200円、5月でしたら21日間の給食でした。一食あたり200円、中学校は4,600円、一日あたり、21日間219円の材料費を保護者からいただいております。

一食になおしたときに、保護者からいただいている費用はそれだけなんです。人件費が入らない、食材費のみを保護者から徴収しているという形になっております。

私が調査しました奈良県も、全て食材費を徴収されておられますので、ほんとに安価になっております。斑鳩町の場合は300円、業者に委託をしております。

ですから、このうち、業者のほうの人件費が一体幾らかかっているんだろうか。私、実は栄養士さんのほうにもこの献立表とかこの写真も見せまして、栄養士さんなどの見解も尋ねておりますが、非常に人件費は高くついていて、食材費は300円中、結構わずかなものしか、3割とか、そんな程度ぐらいしか使われてないのではないかということをおっしゃっておられます。

私も実際比べましたら、今言いました食育の問題、とてもたんぱく質というのが小さい子どもさんにとっては大切な栄養素なんです。もちろん、ご承知やと思いますけれども。そのたんぱく質の摂取量、給食だよりの献立を見させていただきましたら、保育所も小学校も中学校もこのカロリー数の総数は違いがありますが、たんぱく質の量はほとんど変わりません。小中学校と保育所、全然、ほとんど変わらない。保育所の小さい子どもさんでも一定のたんぱく質量を取っていただいているということがわかりました。

ところが、この幼稚園の給食の献立表を見ます。これ、たんぱく質が書いてございますが、保育園の4分の1程度のたんぱく質しかないんですよ。全部一桁です、いつも。8グラムとか7グラムとか。でも、保育所は同じような年代でも小中学生と同じように30グラム以上のたんぱく質を取ってはるんですよ。そういう違いを私は、ほんとに自分も料理を作る者の立場から、ぜひ皆さんにその辺を訴えたいというふうに今回思いました。

ですから、同じようにお金を出していただいても、給食といって食べていても、これだけ中身が違うんだと。冬はやっぱりどうしても冷たいものになってしまいます。材料費は、お金を払っている割に材料費はあまり使われていないという現状を、やはり何とか改善をして、今、町費でも栄養士さん、学校へ全て配置していただいているという、食育に関してとても努力をしていただいております。その努力を幼稚園にも向けていっていただいて、幼児教育の中での食育、この位置付けもやっぱり斑鳩町としてきちっと持っていただきたいな。幼児教育の重要性は教育基本法も改正され、また、学校教育法も平成19年に改正された中では、22条、23条で、幼児教育を一番先に持ってこられましたね、学校教育法で。それまで条がなかったんですけど、学校教育法の中で幼稚園というのをちゃんとうたっておられる。そして、幼稚園の給食がいかがかというような考え方というのも今おっしゃられておりました

けれども、私、ちょっといろいろ調べましたら、幼稚園の給食というものは、びっくりしたんですが、国から政省令が出てるのを調べましたら、昭和36年です。私たちがまさしくまだ小さいころに、幼稚園で給食を行う場合、以前、私らの時代は脱脂粉乳でしたけども、その脱脂粉乳、学校給食で使っている脱脂粉乳については、その脱脂粉乳、31年から使ってるんですけど、36年には幼稚園の給食にも小学校の給食に準じて行うようにということで、脱脂粉乳についてそういう明記があるんです、幼稚園の給食について。ですから、幼稚園の給食というのは、もう既にそういうときから想定がされていたということを私はびっくりしたんです。そうなんだ、そういう想定がもう既に、私が小さいころからあって、ミルクというものについては、やっぱり重要視されていた。小学校の給食に準じなさいと国も言っていたということの中で、ひとつ、給食を取り入れていただいて、幼稚園で給食を取り入れていただいた後で保護者から多く聞く意見としては、うちの子は牛乳が飲めなかった、牛乳が嫌いだったけれども、ありがたいことに幼稚園で給食に牛乳が出てくることによって、牛乳が飲めるようになったのはすごくありがたかった、こういう保護者の声は結構聞くんですね。

ですから、やはり食育やその子どもさんの体が成長していくものについて、斑鳩町としてもよりよい形でそういうものが提供できる方向というものをきちっと考えていただいて、小さい子どものときにいろんな食育について力を注いでいただくことというのは、健康を保つために子どもさんたちにいち早くその年齢に応じて教育をしていく、そのことをまた家へ持って帰り、家でそういう話し合いをする、そういう場を作っていけるいいきっかけにもなると思います。

小さい間というのは、もうほんとに教育基本法も学校教育法も改正された、そのとおりです。小さいときの教育、小さいときの経験、こういうものが大人になっても大きな影響を与えているということは、もう教育長もご存じだと思いますが、そのためにこの改正が行われてきたということもご承知だとは思いますが、ぜひとも現場や保護者の意見を十分取り入れていただいて、この件に関しましては検討していただきたいということをお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

3点目に書かせていただきました都市計画道路の安全対策についてでございます。

これは、私は、生き生きプラザができてから、ここの役場から生き生きプラザに向かってよく移動をさせていただくわけなんですけれども、そのときにとても怖い思いをしたことがこれまでに何回かございまして、以前にも1回申し上げたこともあるんですが。

つい先日、私、都計道路を走って、北から南、生き生きプラザのほうに向かって走ってお

りましたら、突然、パークウェイのモデル区間のほうから右折をして出てくる車とぶつかりそうになったということがございまして。ほんとに以前にも申し上げた関係で、いろんな形では道路標示とか標識とかやっていたとは思いますが、でも、都計道路で言わせていただくと、北から南へ向かって走っているときに、パークウェイとのT字路ではパークウェイ側が「止まれ」なんですけど、いざ、そこから先に進むと服部道の交差しているところでは、都計道路側が一旦停止せんとあかんという状況なんです。都計道路は幅が広いですが、服部道は旧道ですから、昔からある道で、真ん中のセンターラインもところどころないような道、ずっとなってますけれども、その交差する場所でも私は何度もちょっと怖いとか、びっくりするような状況を、自分はそこでは経験してないんですが、見えます。しょっちゅう行ってるおかげで、わあ、怖いな、今の、というような状況を何度か目にしております。

そんな中で、何とかこれやっていけないのかな、何かもう少し工夫をした安全対策というものが図れないのかなというのを、常々、私もしょっちゅう通ってるので思っているところなんですけど、これについては、担当のほうではどのようにお考えになられてますでしょうか。

○副議長（伴 吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘のパークウェイと法隆寺線の交差点、あるいは法隆寺線と服部道の交差点での安全対策ということでございますけれども、まず、交通マナーですけれども、ドライバーや歩行者の皆さん方には交通ルールを守っていただいて通行していただくというのが本来でございます。

昨今、ドライバー等のルール違反による悲惨な交通事故が多く発生しているというのが、報道でも言われているところでございます。

こういったことに対しまして、まず、当町といたしましては、交通安全の啓発に関する取り組みを行っております。現在、斑鳩町と所轄の西和警察署によりまして幼稚園、保育園の園児さん、それから小学校児童を対象といたしました交通安全教室や、高齢者を対象といたしましたシルバートレーニング、あるいは高齢者の自転車大会などを開催いたしまして、歩行者等の交通安全及びマナーの向上に関する啓発関連活動の展開を行っております。これにより交通事故のない安全なまちづくりに取り組んでいるところでございます。

また、ドライバーに対しましては、運転免許証更新時に新しい交通法令や道路交通の事情に応じた安全運転の方法など個々の安全知識・意識を高めて交通事故の防止を図るための講習の受講等を義務づけられているところでございます。

本題の交差点のところの安全対策でございますけれども、現状ではいかるがパークウェイと都市計画道路法隆寺線の交差点では、いかるがパークウェイ側に「止まれ」の規制標識が設置されておりまして、路面上には「止まれ」及びドライバーに減速を促す路面標示を施されているところでございます。

また、都市計画道路法隆寺線と服部道、町道401号線ですけれども、ここの交差点につきましては、ご指摘のように法隆寺線側に「止まれ」の規制標識とその手前に「この先交差点 一時停止」という啓発看板も設置をいたしております。路面上には、さらに「止まれ」と、「止まれ」を強調しドライバーに減速を促すための路面標示も施しているところでございます。

一方、町道401号線、服部道側には「十字交差点あり」の警戒標識が設置をされておりまして、路面上にも「交差点注意」の表示も施しております。また、交差点中央部には、「十字交差点」の路面標示と夜間に路面で点滅をしてドライバーに交差点があるということを示すなど、利用者に注意を促し、視認性を高める路面標識というんですけれども、こういった道路施設も設置をしております。そして交差点の四隅にはカーブミラーの設置をしているということで、ただいま紹介させていただきましたように、これまでも安全な交通とそして交通事故の防止に向けた各種の施設整備を行ってまいっていると、こういうところでございます。

○副議長（伴 吉晴君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 信号のあるところでも、結構町内でも事故が起こったりとかいうような状況もあったりするんですよね。そんな中において、あんな広い道路でも信号がないという中で、視覚としては、見る、見た感じとしてはすごくきれいないい都計道路、すごくいい道路なんですけれども、ただ、信号機の設置なんかについてはどんなふうにご考えておられるのか。点滅信号なんかがあってもなかなか斑鳩町内でも点滅信号を置いても事故があったりとかいうこともあるんですけれどね。でも、信号機そのものについてはどのように考えておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

○副議長（伴 吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 当該交差点におけます信号機の設置に関してでございますけれども、この箇所におけます信号機の設置につきましては、この箇所を含めまして、毎年、当町のほうから所轄の西和警察署のほうに信号設置の要望は続けてきているところでございます。しかしながら、現状としてはまだ信号が設置をされていないというのが実情でございます。

ますけれども、今後もご指摘いただきますように、信号機の設置につきましてはなるべく西和警察のほうに要望は続けてまいりたいと思います。

先ほどのご質問で説明しておりましたけれども、当該箇所には数多くの交通安全対策もしておりますけれども、今後警察と十分に調整を図ってまいりたいと思います。

○副議長（伴 吉晴君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 先日、私、テレビ報道で見ておまして、非常にこのごろおかしな交通事故とかがふえてきているということもあって、今、トリックアートというものを路面標示することによって浮き上がって見えるというようなものが紹介されて、ある特定の市では、46%事故が軽減されたというそういう報道を目にさせていただきました。

そういうことを見る中ででも、都計道路、そしてパークウェイのT字路、あの辺はもう道路がほんとに大きな道路です。都計道路というのは、斑鳩町の中に今現在ある道路の中で一番良質な、きちっと整備された道路であるというふうに私も思っておるんですが、その道路と交差しているところで事故なんかがやっぱり起こってほしくないなという思いもありまして、私はできましたら「止まれ」というもののトリックアートなどの検討であったり、それとほんとに最近では車でも曲がる、車を寄せてとまるとかいうときでも方向指示器を出さない、ハザードランプも出さない、何をしたいのか、後ろからついて走ってわからないとか、いろんな方あります。ほんとにマナー、先ほど部長がおっしゃられたマナーの問題もあります。安全対策とともに、免許証を交付する、また、更新する、こういった際にマナーアップに努めるよう、より強く警察のほうにも求めていっていただくとともに、信号機などについても、どのような設置の方法が一番いいのかは私にもよくわかりませんが、関係の専門家などときちっと話し合っていて、とにかく、あの道路で事故が起こってほしくないという、その思いで私自身はいっぱいですので、対策に講じていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

では、最後に4点目に移らせていただきたいと思います。

4点目に書かせていただいたのは、ある高齢者の方から延滞金にもうびっくりしたと、こんな延滞金がきて、ようけ払わなあかんようになったという相談を受けて、いや、そんなん、じゃあ分納のあれをしはったらどうですか、と言ったら、いや、もう何とかお金をかき集めて払ったけれども、ちょっと電話の一本ぐらいほしかったなという、そういう住民さんのご意見が、つい先日なんですけどあったんです。

何でこの方そんなになったのかなと思ったら、平成21年度から、年金から特徴で住民税

も引かれるようになったので、多分、私が思うにはその特徴に制度が変わる以前に、以前のもが残っていて、それをうっかりそのまま置いておられたのかなというふうなことを思ったりするんですけど。延滞金というのは14.6%という、非常に厳しい高い利率になっております。今度、来年から14.6は引き下げられますけれども、特例基準のほうも引き下げになりますので、それでも14.6から9.3やったかな。今、特例基準が4.3、ことしやったらね、それが3%程度に特例基準が下げられると思っているんですけども、でも、それでもやっぱり高いですし、私はやっぱり、より皆さん方にそういう「うっかり」という忘れがないように、延滞金がかかるような状態になる前に、どのようにすれば延滞金がかかる前に、納期限とかに納めていただけるのか、また、高い率がかかって高い負担になってしまう、そういう状況をどうやったら避けられるのか、悪質な滞納者は別としましても、やっぱりうっかりしてたというような、そしてまた、高齢者の方がふえてきてる中で、また、こういう制度がいろいろ変わる中で、そういうすき間、すき間に入ってしまう方もあつたりする中で、どのようにしていけばいいのだろうかというのを、私自身この間、そういう相談もあつたことから、担当課のほうにもう少し何とかできないのだろうかということでお話をしてきた経緯がございますので、何か講じられる対策があるのかどうかにつきまして、その辺のところの見解をお示しいただきたいと思っております。

○副議長（伴 吉晴君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 町といたしましては、これまでも町税等の納期内納付ということで積極的にこれまで推進をしてまいりました。これを実現するために広報紙での期限納付の通知でありますとか、あるいはうっかりも含めた納め忘れ防止のための口座振替の促進、あるいはコンビニ収納、ペイジー収納の導入といった納付環境の整備などにも取り組んできております。

こうしたことから、引き続き町といたしましても広報紙での納期限の周知にあわせて、やはりうっかりとして納付を忘れてしまわないように、延滞金がかかってしまうことのないように、やはり口座振替などで、あるいはコンビニ収納、ペイジー収納などで納期内納付をしていただけたらと、このように考えております。

もし、何らかの事情等で滞納となった場合においては、納付の相談を受ける中で、いわゆる地方税法に規定する延滞金の減免理由にもし該当する場合にあっては、適正に対応してまいりたいと、このように考えております。

○副議長（伴 吉晴君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 高い延滞金を無理して払ってもらおうというのは目的ではないというふうに私も思っておりますので、それがかかる前にできるだけ早くきちんと納めていただくということが重要でございます。

また、先ほど申しました制度が変わったときなんかはちょっと、若干気にかけて、やっぱり神経質になってその辺の動きなんかも見ていただきたいなというふうに思います。

そして、八王子市ですが、東京都の八王子市には、延滞金減免取扱要綱というものを作って、よりわかりやすく延滞金についてはこういうふうな形でかかってくる、そしてまた、これらについてはこういうふうに減免できるというようなことを要綱でお示しになっているところもございます。

こういったことも含めまして、いろいろ研究をしていただきまして、より高い、高額な延滞金がかからないような形で、早く収納していただけるように努力をしていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（伴 吉晴君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

（ 午前11時50分 散会 ）